

令和 4 年度 地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について

1 令和 4 年度事業評価及び指導の目的

各地域包括支援センター（以下、「センター」という。）における「①仙台市からの包括的支援事業等の委託業務」及び「②介護保険の給付対象となる指定介護予防支援事業」に関し実施・運営状況等を確認することにより、各センターの取り組みの改善につなげ、より適切かつ適正な事業運営を図ることを目的とする。

2 包括的支援事業等の事業評価実施方針（「①包括的支援事業等の委託業務」が対象）

平成 30 年 4 月 1 日より、介護保険法の一部が改正され、介護保険法第 115 条の 46 第 4 項において「地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。」とされた。

このことに伴い、平成 30 年度より国において全国で統一して用いる評価指標（以下、国指標という。）が作成され、毎年度国指標に基づく事業評価（以下、「事業評価Ⅰ」という。）が実施されることとなった。本市では、法改正以前より仙台市の独自指標（以下、「仙台市指標」という。）による事業評価（以下、「事業評価Ⅱ」という。）を実施しており、国指標と異なる観点での評価項目を採用し、書面評価に加えて現地調査も実施してきたことから、事業評価Ⅰ（国指標）及び事業評価Ⅱ（仙台市指標）の二つの事業評価を実施する。

（1）実施内容

事業評価Ⅰ（国指標）

- ・ **対象** 全センター、仙台市
- ・ **方法** 国指標による書面評価
- ・ **内容** 全センターにおいて「センター評価票」による自己評価を実施するほか、本市において「市町村評価票」による自己評価を実施する。
※ 評価項目については、「【参考資料 1】厚生労働省通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」参照
- ・ **日程** 6 月 17 日までに宮城県を通じて厚生労働省へ提出（県への提出は 6 月 10 日締切）

事業評価Ⅱ（仙台市指標）

- ・ **対象** 3年契約のセンターについては、契約期間中に1回事業評価を実施することを原則として、契約期間中のそれぞれの年度で、全センターのおおむね3分の1のセンターを対象とする。（16センター）
単年度契約の2センターについては、毎年度事業評価を実施する。
また、これにかかわらず、下記基準に該当するセンターについては、事業評価を実施する。（1センター）

【事業評価Ⅱ対象の基準】

- ① 昨年度の実業評価Ⅱの業務評価に、「市が求める業務水準に達しておらず、工夫・改善を要する」の評価結果となった評価項目が1つ以上あったセンター（1）
- ② その他必要と認められるセンター*（0）
※ その他必要と認められるセンターとは、地域包括ケア推進課又は区役所・総合支所が特に実地での調査が必要と認めるセンターである。

- ・ **方法** 書面評価及び現地調査
 - ① 本市所定の業務自己評価票の提出
 - ② 業務自己評価票記載事項の確認等を行う現地調査（ヒアリング）及び業務監査
- ・ **内容** ① 業務評価：センターが記載した「業務自己評価票」をもとに、センターが実施している業務が、市の求める水準を満たしているかについて評価する。

【業務自己評価票】

下記の項目について、「令和4年度地域包括支援センター自己評価の着眼点」（資料3-1）を基準として、センターがそれぞれ現状を自己評価するもの。

<評価項目>

1. 総合相談・支援業務
2. 権利擁護業務
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
4. 認知症関連業務
5. 介護予防関連業務（介護予防ケアマネジメントを含む）
6. 地域・関係機関との連携・ネットワークづくり
（在宅医療介護・生活体制整備を含む）
7. 地域ケア会議
8. 運営体制

- ② 業務監査：センターが実施する業務の事務処理等が適切に行われているか確認する。

- ・ **日程** 9月～10月（現地調査及び業務監査）

・ 現地調査及び業務監査の実施方法

原則としてセンターに赴いて現地調査及び業務監査を実施する。ただし、現地調査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、希望するセンターは、オンラインでの実施を可能とする。

(2) 事業評価の総括・活用

事業評価Ⅰ（国指標）

国が作成する「評価項目を活用した業務チェックシート」によるレーダーチャートを用い、以下のとおり評価・活用する。

- ・ センター及び本市の業務の状況を全国水準と比較（資料3-2①、資料3-2②）し、達成状況について評価する。実施できていない項目について、その要因や背景を分析・共有し、業務改善につなげていく。
- ・ 市内センターと本市における連携項目の評価結果（資料3-2③）を確認することで、相互連携の状況について評価する。相違のある項目について、その要因や背景を分析・共有し、連携強化を図る。
- ・ 評価結果をセンター及び本市関係部局に送付することで、課題を踏まえたセンターの機能強化策の検討に活用する。

事業評価Ⅱ（仙台市指標）

- ・ 事業評価Ⅱを実施したセンターに関する「業務評価」及び「業務監査」の結果をとりまとめ、総合的な評価を行う。
- ・ 評価内容をまとめた「地域包括支援センター事業評価Ⅱ総括票」（以下、総括票）をセンターごとに作成・送付し、センターの現状把握、今後の課題整理、次年度の事業計画への反映等に活用してもらう。

※なお、今年度より事業評価Ⅱ総括票について、点数制を廃止する予定である。（資料3-3）

【業務評価の評価内容と基準】

評価内容		基準
A	センターとして必要とされる業務が十分実施できており、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する中核として、多くの分野で充実した取組が行われている	8つの評価項目のうち過半数が「市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している」であり、かつ「市が求める業務水準に達しておらず、工夫・改善を要する」という評価結果がないセンター
B	センターとして必要とされる業務が実施できており、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する役割を果たしている	他の評価内容にあてはまらないセンター
C	センターとして必要とされる業務は実施できているが、今後、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する中核としての役割を果たすために、業務の工夫・改善が必要である分野がやや多い	8つの評価項目中「市が求める水準を満たし、かつ、特に優れた業務を実施している」の評価がなく、D評価に該当しないセンター。
D	センターとして必要とされる業務が実施できておらず、今後、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する役割を果たすために、業務の工夫・改善が必要である分野が多い	8つの評価項目中、4つ以上が「市が求める業務水準に達しておらず、工夫・改善を要する」であるセンター

【業務監査の監査内容と基準】

監査内容		基準
a	適切な事務処理等が行われている	指摘事項がないセンター
b	一部に改善の必要がある事務処理等がある	他の監査内容にあてはまらないセンター
c	改善の必要がある事務処理等が多い	指摘事項が複数ある、または、重大な指摘事項があるセンター

業務評価の評価内容と、業務監査の監査内容を踏まえて、以下のとおり総合的に評価を行う。

【総合評価の内容と基準】

業務監査 業務評価	業務監査		
	a	b	c
A	優れた業務を実施している	標準的な業務を実施している	業務の一部に工夫・改善の必要がある
B	標準的な業務を実施している	標準的な業務を実施している	業務の一部に工夫・改善の必要がある
C	業務の一部に工夫・改善の必要がある	業務の一部に工夫・改善の必要がある	業務の一部に工夫・改善の必要がある
D	事業運営が困難である	事業運営が困難である	事業運営が困難である

(3) 改善事項報告及び再調査

事業評価Ⅱの総合評価において、「業務の一部に工夫・改善の必要がある」「事業運営が困難である」とされたセンターに対して「改善事項通知書」を送付する。これを受けたセンターは指摘を受けた項目の改善を行い、「改善事項報告書」を本市に提出する。改善事項報告書の提出を受け、その確認の必要がある場合は、当該センターに対して再調査を行う。

なお、事業評価Ⅱにおいて重大な問題点等があり、改善の見込等もなく、センターの業務を委託することが困難であると本市が判断した場合は、本運営委員会の議を経て翌年度の委託先として選定しないこととする。

3 指定介護予防支援事業所（＝地域包括支援センター）の運営指導概要

（「②指定介護予防支援事業」が対象）

運営指導は、介護保険法第 23 条により実施する。国が定める「介護保険施設等運営指導マニュアルについて（通知）の送付について（介護保険最新情報 Vol. 1062_令和 4 年 3 月 31 日発出）」及び「介護保険施設等の指導監督について（通知）の送付について（介護保険最新情報 Vol. 1061_令和 4 年 3 月 31 日発出）」を踏まえ、関係書類の確認や管理者等へのヒアリング等を実施する。

- ・ **対象** 原則として 3 年に 1 回以上運営指導を実施する（令和 4 年度は 17 事業所を予定）。指新設事業所および改善が必要と判断された事業所についてはそれ以上の頻度で実施する場合もある。
- ・ **方法** 関係書類等をもとにヒアリングを行う。
- ・ **日程** 9 月～10 月
- ・ **確認内容**
 - ・ 人員に関する基準
 - ・ 運営に関する基準（運営規程、勤務体制の確保、秘密保持、苦情処理等）
 - ・ 介護予防支援費及び加算の請求状況
 - ・ 介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの実施状況
 - ・ 介護予防支援業務の委託状況

※事業評価の業務監査におけるヒアリング項目と運営指導におけるヒアリング項目とで、内容が重複しており、地域包括支援センターと指定介護予防支援事業所に共通する項目については、事業評価の業務監査においてヒアリングを行う。また、介護予防ケアマネジメントと介護予防支援それぞれのケアプランに係るヒアリングは運営指導においてまとめて行う。

参考：介護保険法第 23 条（文書の提出等）

市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第 45 条第 1 項に規定する住宅改修を行う者又はこれらであった者（第 24 条の 2 第 1 項第 1 号において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

【参考】地域包括支援センターの事業内容

地域包括支援センターは、「①仙台市からの包括的支援事業等の委託業務」と「②介護保険の給付対象となる指定介護予防支援事業」を実施している。

【根拠規定】

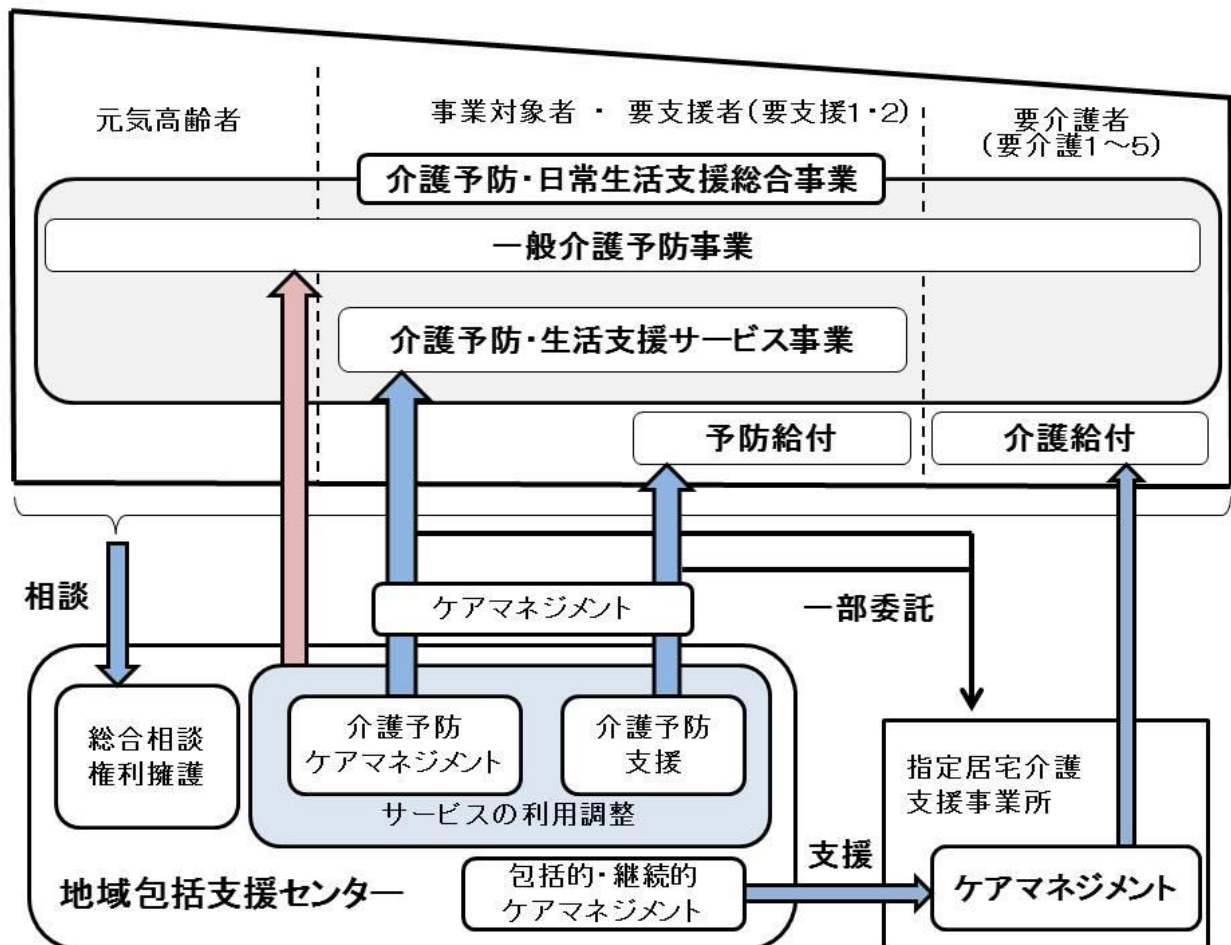
<①について>

市町村は、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業等の実施を委託できる（介護保険法第115条の47）。包括的支援事業実施の委託を受けた者は、地域包括支援センターを設置することができる（介護保険法第115条の46）。

<②について>

指定介護予防支援事業者の指定は、地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに行われる（介護保険法第115条の22）。要支援者が指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援を受けたときは、介護予防サービス計画費が支給される（介護保険法第58条第1項）。

【イメージ図】



地域包括支援センター事業評価及び指導の流れ

